

(総 則)

第 1 条 一般社団法人大阪損害保険代理業協会(以下「本会」という)は、定款第 45 条の規定に基づき、本会が行なう慶事、弔事に関して本規則を定める。

(適用の範囲)

第 2 条 本規則を適用する範囲は、次に規定する者とする。

1. 正会員
2. 大阪代協の理事役員・支部役員・委員会委員を務め活動に貢献している一般会員・特別一般会員
3. 上記の他、会長が必要と認めた者

(慶 祝)

第 3 条 本会は、第 2 条に記載された者が結婚したときは祝電を送付する。

(弔 慰)

第 4 条 本会は、第 2 条に記載された者、およびその配偶者、実両親、その他会の運営に功績があった等、会長が必要と認めた者が逝去したときはその遺族に対して哀悼の意を表する。

1. 正会員本人およびその配偶者が死亡したときは、弔電の送付とお香典 1 万円を供えることができる。
2. 大阪代協の理事役員・支部役員・委員会委員を務め活動に貢献している正会員、一般会員・特別一般会員本人が死亡したときは、お香典 1 万円に加え供花を一基供えることができる。供花の差出人は会長もしくは支部長名とし、重複させない。
3. 第 2 条の 1・2 に該当する者の実両親が死亡したときは、弔電の送付とお香典 5 千円を供えることができる。
4. その他会長が必要と認めた者が死亡したときは、弔電の送付またはお香典または供花を供える。

附 則

この規定は、昭和 6 0 年 1 2 月 1 2 日制定

平成 4 年 3 月 1 1 日一部改訂

平成 1 0 年 1 2 月 9 日一部改訂

平成 1 9 年 1 2 月 1 2 日一部改訂 (一般社団法人用)

2 0 2 6 年 3 月 1 8 日一部改訂